

財務省告示第三百六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十四年七月二十二日に発行した割引国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 割引国庫債券（三年）（第十一

回）

二 発行の根拠 平成十四年度における財政運営
のたための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十四年法律第
二十号）第二条第一項及び国債
整理基金特別会計法（明治三十
九年法律第六号）第五条第一項

三 発行方法

価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格
競争入札発行」という。）及び
価格競争入札と同時に行われる
入札であつて、価格競争入札に
おいて募入の決定を受けた各申
込みの応募価格を募入額によ
り加重平均して得られる価格を
その発行価格とするものによる
発行（以下「非競争入札発行」と
いう。）

四 募入決定の
方法

各申込みのうち応募価格の
高いものからそのうち応募額を
順次割り
ものからそのうち応募額を順
次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分より
割り当てる。

五 発行額

口 非競争入
札発行額

各申込みの応募額を案分より
割り当てる。

十四
弘
込
期
日
平
成
十
四
年
七
月
二
十
二
日